

## 初回の支給（最大3か月）に加え、 再支給（最大3か月）も可能となりました

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給された方へ、大切なお知らせです。

※このお知らせは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、愛知県社会福祉協議会からの再貸付に係る情報提供を受け、送付しています。

# 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活福祉資金の再貸付が終了するなどにより生活に困窮している世帯を支援します。

このお知らせは、対象となる可能性のある方にお送りしていますが、支給要件がありますので、全ての方に支給されるものではありません。

## 1 再支給について（生活保護世帯を除く）

自立支援金（初回）の受給を終了し、下記2の支給要件に該当する方は、一度に限り、初回支給と同様の支給額、支給期間により再支給することができます（申請期限：令和4年6月30日）。

ただし、支給中止になった場合や、正当な理由なく求職活動の報告等を怠った場合等は、再支給できません。

※再支給の申請・以下の支給要件の審査を行ったうえで、支給の決定をする。

## 2 支給要件

①申請する日の属する月の申請者及び申請者と同一世帯に属する者の収入合計額（月額）が、以下の表の金額以下であること。

世帯人数	収入基準額（最大）
1人	113,500円
2人	157,900円
3人	187,000円
4人	221,600円
5人	254,900円

②申請日において、資産（預貯金及び現金）が、以下の表の金額以下であること。

世帯人数	資産（預貯金及び現金）
1人	465,000円
2人	689,400円
3人	842,400円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

③今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと。

- 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合は、生活保護の申請を行い、当該申請に係る決定が行われていない状態にあること。

④「職業訓練受講給付金」を申請者及び同一世帯に属する者が受給していないこと。

### 3 支給額・支給の期間・申請の期限

月額  
の支給額 ※住居確保給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円



厚生労働省生活支援  
特設ホームページ

支給期間：12月以降の申請月から3か月間

申請期限：令和4年6月30日（木）午後5時15分まで

### 4 支給までの手続き

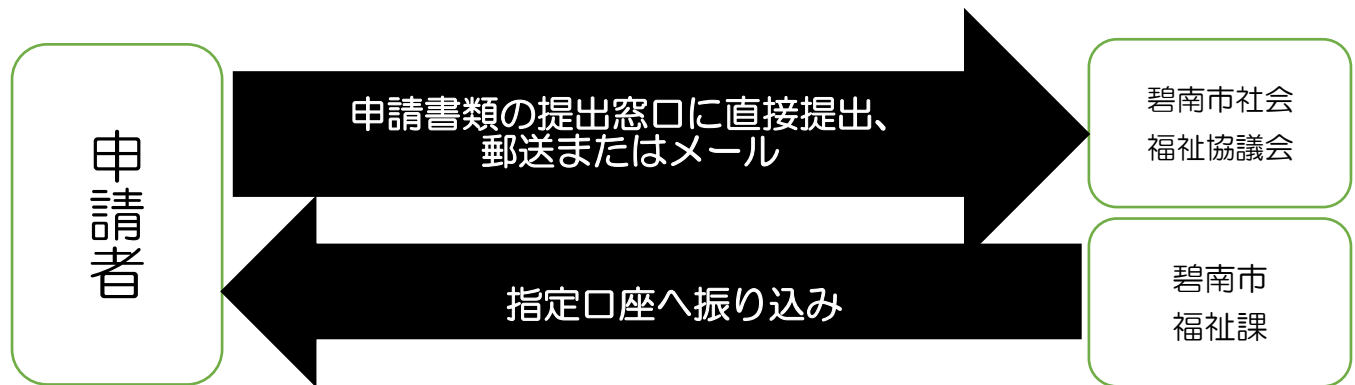
▼碧南市社会福祉協議会への申請が必要です。

申請書類は、申請窓口  
に直接提出、郵送またはメールで提出して下さい。

▼申請に必要な書類は、下記のホームページにてご案内しています。

※支給期間中は、毎月求職活動の内容がわかる書類を提出していただきます。

また、求職活動の状況によっては、生活保護をご案内することがあります。



### 5 お問い合わせ先

(機関名) 碧南市福祉こども部福祉課保護係

(相談及び申請窓口は、自立相談支援機関である碧南市社会福祉協議会)

(電話番号) 福祉課：0566-95-9883 / 社会福祉協議会：0566-46-3701

(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分

(ホームページ)

[https://www.city.hekinan.lg.jp/health\\_welfare/poor\\_life/14221.html](https://www.city.hekinan.lg.jp/health_welfare/poor_life/14221.html)